

公立保育園民営化の方法と見解

	各委員の意見	意見のポイント
民営化する園・方法について	1 ○公立保育園を一園残し、保育や未就学児の育ちに関して中心的な役割を持つ施設とする。(病児保育、一時保育、子育て広場等の併設、市内の保育所・幼稚園のネットワークの構築) 残りの三園は財団法人等を設立して、一括して運営を移管する。	○公立保育園を1園残し、他の3園については、財団法人等を設立し、運営を移管する。
	2 ○民営化すれば、財政的な面での有効性がある程度期待されるが、実際のところ、移行では相当の時間と労力がかかる。そのうえ、子ども達と保護者の安心を考えると職員の体制作りにはしばらく予算のかかることが他市の例からもうかがうことができ、有効といえるまでには、さらに時間のかかることが予測される。 また、いくら財団法人等にして市が声を出しやすいとしても、あくまでも公立ではないのでその職員に国立市の子どものことを考える仕事を要求することはできない。そうであれば、公が果たすべき役割を担える、直接運営の公立保育園はできるだけ残すことが望ましい。直接運営の必要性として、現場を持っていないと子どもや親の現状や要求をつかめない。 よって、まず1園を行ってみてどれだけの財政面での有効性が認められたかが、立証された後3園への検討を考えても良いのではないかと。	○まずは、公立保育園1園の民営化を行い、財政面等の有効性を検証した後、3園の検討を進める。
	3 ○これまでの審議から、公立保育園の人材と実績を引き続き活かしていくことが大切であり、園児への保育サービス以外にも、公が担う必要の高い保育サービスや子育て支援があると考えます。そのため、民営化を進める際には、1園あるいは2園の公立保育については、公が担うべき保育サービスや子育て支援の機能を持たせる必要性も考えられることから、保育政策の検証を進めた上で民営化を進めることが良いのではないかと。ただし、児童福祉の向上を目指す子育て・子育てを支える財団法人あるいは社会福祉法人などをつくり、公が担う必要の高い保育サービスや子育て支援の実行が担保される場合は、4園を対象とすることが可能と考えます。 ○保育園民営化は、国立市にとって初めて取り掛かることや、丁寧に行う必要があると考えます。よって、社会福祉法人へ移管する方法を選択する場合、1園あるいは2園を民営化し、その結果の検証をした上で進めるなど、段階的に進める方法をとることが望ましいと考えます。	○公立保育園の1園ないし2園については、公が担うべき保育サービスや子育て機能を持たせる必要性も考えられることから、保育政策の検証を進めた上で民営化を進める。ただし、財団法人等を立ち上げることにより公が担う必要の高い保育サービスや子育て支援の実行が担保される場合は4園を対象。 ○社会福祉法人へ移管する方法を選択する場合、1園あるいは2園を民営化し、その結果の検証をした上で進めるなど、段階的に進める方法をとることが望ましい。
	4 ○これまでに公立保育園が培った人材や実績を活かし、今後、公が責任をもって果たすべき新たな役割の更なる検証が必要と考えます。民間だけでは果たせず、市が自らけん引していくべき地域の子育て・保育に対する支援施策を実現するために、地域に根ざした社会福祉法人(社会福祉事業団)あるいは財団を立ち上げていくことにより、市全体の子育て家庭を支えていく取り組みを進めることも可能と考えます。 まずは1園を、実績のある社会福祉法人へ移管し、民営化についてのしっかりとした検証を進め、これと並行して、十分な検討期間を設けたうえで社会福祉法人あるいは財団を立上げることにより、市全体の子育て家庭支援に広げた仕組みを展開していくことを提案します。	○市が自らけん引していくべき地域の子育て・保育に対する支援施策を実現するために、地域に根ざした財団等を立ち上げることにより、市全体の子育て家庭を支えていく取り組みを進めることも可能。 まずは1園を、実績のある社会福祉法人へ移管し、民営化についてのしっかりとした検証を進め、これと並行して、十分な検討期間を設けたうえで財団等を立上げ、市全体の子育て家庭支援に広げた仕組みを展開していくことを提案。

5	<p>○民営化の方法としてよいと思う順位は2→1→(3) ○移行形態1の方法で民営化を実施する場合 ・一園ずつ順番に行い、検証をしながら進めていくことが大事だと思う。また、一園は公立保育園を残し、地域の保育（未就学児に関する）ネットワークの拠点とするべきである。 ○移行形態2が良いと思う理由 ・半年程度の引継ぎ保育によって、新しい法人の保育士ともなじむので特に問題はないとの検証結果もあるが、保護者にとっても児童にとっても、今の公立園の保育士との間で培ってきた信頼関係は大切なものだと思うので、保育士が変わらない移行形態が望ましい。 ・公立保育園の民営化を行う際に、法人を募集して運営を移管する場合（移行形態1）、法人は保育士を新規に採用しなくてはならない。保育士不足が問題となっている現在において、質の高い保育を実施できる経験豊富な保育士を一定数確保するのは大変なことである。国立市には人的な財産とも言える公立保育園の保育士がいるのだから、今まで培った経験を是非民営化園でも発揮して頂きたい。民営化園をまったく新しい法人にお願いすることにより、今までになかったような素晴らしい保育が展開される可能性もあるが、現状において公立保育園の保育に対する信頼度や満足度が高いのだから、それをわざわざ変える必要はないと思う。よって、民営化がやむを得ないのであれば移行形態2の形をとるべきである。</p>	<p>○1園ずつ順番に行い、検証をしながら進めていく。また、1園は公立保育園を残し、地域の保育（未就学児に関する）ネットワークの拠点とする。 ○今の公立園の保育士との間で培ってきた信頼関係は大切なものだと思うので、保育士が変わらない移行形態が望ましい。民営化がやむを得ないのであれば移行形態2の形をとるべきである。</p>
6	<p>○方法1については、国立市の私立保育園はどれも歴史があり、保育内容も充実しており心配な点は少ないと考えられる。が、今後少子化を見据えて運営が厳しくなる中、果たして事業拡大を考える保育園がでてくるのであろうか。また、反対に手を挙げる園が多いということは、保育事業が利潤が高いものにとらえることが考えられ、それは子どもにとって最善の利益を考える施設とかけはなれているのではないか。（保育料の負担増、職員の冷遇等） ○方法2については、時間がかかる。</p>	<p>○方法1については、国立市の私立保育園はどれも歴史があり、保育内容も充実しており心配な点は少ないが、今後少子化を見据えて運営が厳しくなる中、果たして事業拡大を考える保育園がでてくるのであろうか。 ○方法2については、時間がかかる。</p>
7	<p>○国立市の公立保育園民営化の方法としては、移行形態2の社団法人または財団法人の設立、あるいは江戸川のように社会福祉法人を設立する方法が良いと考えるが、一園ずつ法人を募集する方法に比べて市側の負担は大きくなってしまふ。市はやっても良いと考えているのか。</p>	<p>○移行形態2の財団法人等を設立する方法が良いと考えるが、一園ずつ法人を募集する方法に比べて市側の負担は大きくなってしまふ。</p>
8	<p>○民営化を進めるにあたっては、民間の保育事業者からすると保育事業者の費用工面において、施設の老朽化を考慮する必要があると考えます。例えば、第2回目資料から、施設の残存耐用年数が長い場合、改修あるいは一定の維持管理費を見込んで移管することができます。しかしながら、残存耐用年数が短い場合、移管時あるいは、一定の時期に大規模改修による長寿命化あるいは新築をする必要があります。このことは、移管される保育事業者にとって大きな課題であります。よって、対象園を決める場合、保育事業者からすれば、スムーズに移管するためにも、施設の保育施設環境が整った園を移行園として決める基準とする視点も考えられます。</p>	<p>○民営化を進めるにあたっては、保育事業者の費用工面において、施設の老朽化を考慮する必要がある。対象園を決める場合、スムーズに移管するためにも、施設の保育施設環境が整った園を移行園として決めることも一つの視点。</p>
9	<p>○民営化にあたっては、まずは1園やってみてノウハウを蓄積していくという方法が良いと思う。</p>	<p>○民営化にあたっては、まずは1園やってみてノウハウを蓄積していくという方法が良い。</p>

民営化の時期	1	○法人を設立する方法でも時間的には間に合うと思う。保護者への説明に十分な時間をとって欲しい。	○法人を設立する方法でも時間的には間に合うと思う。
	2	○矢川プラスが目安として平成32年と打ち出しているのであれば、それは良いと思います。残りの3園をどうしていくかは、園舎の老朽状況などといった、何か優先順位をつけられる目安があればそれに基づいて順次民営化していくことになると思います。また、順次なのか、残り3園は一斉にやるのかは、「民営化の方法」にもよるでしょう。	○矢川プラスが目安として平成32年と打ち出しているのであれば、それは良い。残りの3園をどうしていくかは、園舎の老朽状況などといった、何か優先順位をつけて順次民営化を進める。
	3	○市は、子育て支援の充実、喫緊の課題である待機児解消など「子ども・子育て支援事業計画」の期間で進めるとしています。計画では、平成27年度から平成31年度の5年間で実行することから、この期間に民営化を進めることが一つの目安として重要であると考えます。待機児童が生まれている不公平感や、家庭における保育への更なる支援の必要性から考えると、民営化を進めると同時に、多様な保育ニーズ・保育課題の対応を、この期間において進めてもらいたい。	○子育て支援の充実、喫緊の課題である待機児解消など「子ども・子育て支援事業計画」の期間で進めるとしている。計画では、平成27年度から平成31年度の5年間で実行することから、この期間に民営化を進めることが一つの目安として重要。
民営化の課題等	1	○三鷹市のように社会福祉事業団の運営は他領域のも広がり、保育園だけでなく他の福祉業務も民営化されていくきっかけにもなり、公の責任がさらに広がっていくことが予測される。その点についてもどう考えていくかが課題となるのではないかと。 ○時期については、32年という今から5年後となるので十分な検討時間はあるが、その間の進め方の責任の所在を明らかにしておかなければならない。前回の保育審議会後では話し合われたことの具体化への弱さを感じる。民営化するということは、前段でも述べたように他の福祉事業についても影響のあることなので、慎重にすすめなければならない。その点については、新たに担当または専門の部署等を設け、国立市の保育の向上を目指しながら進めていくべきである。	○三鷹市のように社会福祉事業団の運営は他領域のも広がり、保育園だけでなく他の福祉業務も民営化されていくきっかけにもなり、公の責任がさらに広がっていくことが予測される。民営化を進めるにあたっては、新たに担当または専門の部署等を設け、国立市の保育の向上を目指しながら進めていくべきである。
	2	○公立保育園の民営化については、これまで培ってきた保育環境の維持あるいは向上を目指すことが大切であると同時に、児童・保護者・職員への十分な配慮を必要としています。よって、審議会の検証を十分踏まえ、民営化の移行に際しては保護者の理解を得ながら丁寧に進めてもらいたい。	○公立保育園民営化では、これまで培ってきた保育環境の維持・向上を目指すことが大切であると同時に、児童・保護者・職員への十分な配慮を必要とする。よって、審議会の検証を十分踏まえ、民営化の移行に際しては保護者の理解を得ながら丁寧に進めてもらいたい。
	3	○前回の審議会、事務局側が移行形態について説明した時に、移行形態1の場合、株式会社への移管は国立市にはなじまない（受け入れられない）だろうから、社会福祉法人とするのが妥当ではないかというお話があった。最近の新聞で、保育園不足の一因は自治体が株式会社の保育園を受け入れないからだ、という記事を目にした。審議会での事務局の発言は、「子どもの最善の利益を考える国立市民の立場で考えると」ということだと思うが、国立市の民営化が移行形態1を選択することになった場合は審議会の中で、なぜ「実績のある社会福祉法人」に限定するのかを話し合い、記録に残す必要があると思う。	○国立市の民営化が移行形態1を選択することになった場合は審議会の中で、なぜ「実績のある社会福祉法人」に限定するのかを話し合い、記録に残す必要があると思う。
	4	○財団等に公務員の保育士を派遣した場合、人件費の節約につながると思うが、どのくらい経済的メリットがあるのか。（保育所運営費に占める、公務員保育士の給与の割合は？） ○公立保育園民営化のための財団法人等を設立する場合、今後国立市に新規に設置される保育所も財団法人等の傘下の保育園とする可能性もあるのか。新たに設立された財団法人等が、新規開設保育園の運営も行うのであれば、民営化園が1～2園であった場合も財団法人等を設立しても良いのか。	○財団等に公務員の保育士を派遣した場合、人件費の節約につながると思うが、どのくらい経済的メリットがあるのか。⇒国・都の補助金の歳入が増える。 ○財団法人等を設立する場合、今後国立市に新規に設置される保育所も財団法人等の傘下の保育園とする可能性もあるのか。⇒現時点でのその方向性はない。

	<p>1 ○保育の質を落とさないことを原則に、方法1・・1団体しか応募がなくても、保育の質に問題があれば採用せず、公立のままでいくというくらいの確固たる姿勢のもと、厳しく審査する必要があると考える。 方法2・・<u>国立市が法人を設立すると言うのは事実上可能なのか？武蔵野市や三鷹市のように既存の外郭団体があれば移管がしやすいと思うが。</u> 方法3・・<u>国立市の社会福祉協議会は、目指す方向性が現在の時点では違うように見受けられるが、検討することで可能にできるものなのか？</u></p>	<p>○方法1の場合、法人選定で厳しく審査する必要がある。 ○国立市が法人を設立すると言うのは事実上可能なのか？⇒くにたち・文化スポーツ振興財団のように、母体からではなく新たに財団等を立ち上げることは可能。 ○国立市の社会福祉協議会は、目指す方向性が現在の時点では違うがどうか。⇒市としても、方向性と異なり進めることを適当と判断するのは難しい。</p>
<p>民営化にあたっての留意点・要望</p>	<p>2 ○公立保育園を民営化する必要性を考えたとき、それがお金のためなのであれば本当に慎重な対応が必要である。今までの審議で、公立園も私立園も高い質の保育ができていたことが分かったが、<u>公立園を民営化した場合の「経済的な点」以外のメリットがあまり見えてこない。</u> ○例えば、休日や夜間の保育などは、現在ある私立の保育園にお願いすることはできないのだろうか。民営化にはこれから最低でも2年程度の時間を要するのだから、休日や夜間の保育を必要とする保護者が多数いるのであれば、その分の費用等（人件費や加配するための人員）を市が負担してでも現存する保育所の中で早く始めるべきではないか。 ○0～2歳の待機児童の問題を早急に解決するためには、<u>民営化によって定員の弾力化を図るよりも前に0～2歳児対象の新規の保育園を設置することになるのだろうか。</u>（民営化をしたとしても、それほど受け入れ枠が大きくなるとは思えない。）全体としての定員を減らして0～2歳児の枠を拡大して待機児童の解消を図る方法等もあるが、新規の保育園が開所されるのであればその情報も欲しい。 ○今までの審議の中で、経済的な話や保育内容の確認などに時間が割かれてきたが、実際に民営化に直面するのは公立園に通う子どもと保護者である。保育所は、市にとっては「運営・実施している施設」であるが、通っている子どもや保護者にとっては「私の保育園」であることを忘れずに議論していきたい。</p>	<p>○公立園を民営化した場合の「経済的な点」以外のメリットがあまり見えてこない。⇒審議会第3回目以降の資料で示した効果額。加えて、定員管理人員を他の子ども等の施策に振り向けることもできる。 ○休日や夜間の保育を必要とする保護者が多数いるのであれば、市が負担してでも現存する保育所の中で早く始めるべきではないか。 ○0～2歳の待機児童の問題を早急に解決するためには、民営化によって定員の弾力化を図るよりも前に0～2歳児対象の新規の保育園を設置することになるのだろうか。⇒待機児解消は民営化とは別に進めているが、民営化による効果額は、結果、待機児解消等の他の施策に有効に働くものである。</p>
	<p>3 ○「従事する職員にとっては、職員が派遣という形態になるため、処遇や給与面などを現行処遇との差が生まれないような配慮する設計が求められます。」→難しいかもしれないが民営化によって<u>捻出された予算を公務員以外の保育士や私立幼稚園教諭の待遇改善に使うことはできないだろうか。</u>国や東京都も動きを見せているが、<u>国立市として、質の高い保育士や幼稚園教諭を採用できるようにすることは子どもの最善の利益につながると思う。</u></p>	<p>○民営化によって捻出された予算を公務員以外の保育士や私立幼稚園教諭の待遇改善に使うことはできないだろうか。⇒民営化の効果額は、財源の歳出抑制となるもので、これを特定の政策に充てるものではないが、結果的には、子ども関係施策の新たな取り組みに有効に働くものである。</p>
	<p>4 ○他市事例から社会福祉法人の移管事例が多くみられます。<u>社会福祉法人に移管するにあたっては、市内の実績のしっかりした社会福祉法人が望ましく、又、市内に限らない場合は、近隣市において実績が着実にある社会福祉法人を選定する必要があると考えます。</u> ○財団等へ移管する場合には、<u>市の職員と財団職員が同じ職務内容で保育を行う期間が長期にわたる場合、勤務条件などの違いや保育観などうまくやっていくか懸念されます。この課題をクリアすることが重要であると考えます。</u></p>	<p>○社会福祉法人に移管するにあたっては、市内の実績のしっかりした社会福祉法人か、近隣市において実績が着実にある社会福祉法人を選定する必要がある。 ○財団等へ移管する場合には、勤務条件などの違いや保育観などうまくやっていくか懸念され、この課題をクリアすることが重要である。</p>
<p>その他</p>	<p>1 ○国立市財政改革審議会の最終答申や財政健全化の取り組み方針・実施細目を見ると、<u>1園あたり、6,926万円という数字で健全化効果試算額が出されています。国立市の財政状況から鑑みても、保育が必要なこどもの数からみても、やる方向で時代の流れは来ていると思います。</u></p>	<p>○民営化により1園あたり、6,926万円という数字で健全化効果試算額が出されている。国立市の財政状況から鑑みても、保育が必要なこどもの数からみても、やる方向で時代の流れは来ていると思う。</p>